

◆健康保険被扶養者の要件を満たしているかの確認

①～④全ての要件を満たす必要があります。

- ① 同居要件：「配偶者、子、孫および兄弟姉妹父母、祖父母などの直系尊属」以外の3親等内の親族は要同居 等
- ② 収入要件：**年間収入 130万円未満**(60歳以上または障害者の場合は、年間収入 180万円未満) **かつ**
同居の場合 収入が扶養者(被保険者)の収入の**半分未満**
別居の場合 収入が扶養者(被保険者)からの**仕送り額未満**
- ③ 国内居住要件：国内に住民票があること 等
- ④ 資格重複していないこと：**ご自身で健康保険に加入していないこと** 等

※2022年10月からの社会保険適用拡大により被扶養者ご自身で健康保険に加入するケース、共働きにより年間収入130万円以上となるケース等、現在は**被扶養者の状況が変わりやすい時代**です。詳細は、下記よりご確認ください。
協会けんぽ 被扶養者資格の再確認とご提出のお願い 3ページ目：

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/cat590/ri_furetto2210.pdf>

◆健康保険被扶養者の要件を確認した結果

- ① 被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者

同封の被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類の提出が必要です。

被保険者と別居している被扶養者の場合 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生は省略可)

海外に在住している被扶養者の場合 海外特例要件に該当していることが確認できる書類(留学、ボランティア活動等、海外在住の目的に応じて書類が異なりますので、該当する場合は当方へご相談ください。)

日本年金機構 従業員の家族が海外居住の場合の手続き：

<<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/hihokensha1/kyojuyoken.html>>

- ② 解除となる被扶養者

日本年金機構へ届出済でない場合は、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、解除となる被扶養者の健康保険証の提出が必要です。

※最近被扶養者解除の手続きをした人は、リスト作成時に反映されていないため、リストに氏名が載っていると思います。日本年金機構へ届出済かどうか分からない場合、当方へ手続代行を依頼されている会社様につきましては、お問い合わせ下さい。

◆健康保険被扶養者に関する Q&A

Q1：妻が退職して雇用保険の基本手当(失業手当)を受給していますが、健康保険の扶養になれますか？

A1：基本手当日額が3,612円(※5,001円)以上の場合、年収換算で130万円(※180万円)以上ですので、基本手当受給中は健康保険の扶養に入れません(※60歳以上または障害者)。基本手当日額は、雇用保険受給資格者証で確認できます。

奥さんが先月に自己都合退職し、受給期間内(退職日の翌日から1年間)に基本手当を受給し終わると仮定すると、下記になります。

・退職日の翌日～ハローワークで求職の申込～待期期間～給付制限期間満了日：健康保険の扶養に入れます。

・給付制限期間満了日の翌日～基本手当の受給終了日：健康保険の扶養に入れません。

・基本手当の受給終了日の翌日～：健康保険の扶養に入れます。

※基本手当の受給終了日確認のため、雇用保険受給資格者証に「支給終了」印が押されていることが必要です。

